

|                                                                                  |                      |         |                 |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------|-----------------|
| 判決年月日                                                                            | 平成 24 年 10 月 10 日    | 担当<br>部 | 知的財産高等裁判所 第 2 部 |
| 事 件 番 号                                                                          | 平成 23 年（行ケ）第 10396 号 |         |                 |
| ○ 名称を「タービンの構成をシールしかつ流線形にする流路」とする発明について，進歩性を欠くとの理由で拒絶査定不服審判請求を成り立たないとした審決を取り消した事例 |                      |         |                 |

（関連条文）特許法 29 条 2 項

## 1 事案の概要

原告は，平成 15 年 10 月 30 日，パリ条約による優先日を 2002 年（平成 14 年）10 月 31 日，優先権主張国をアメリカ合衆国とし，名称を「タービンの構成をシールしかつ流線形にする流路」とする発明につき，特許出願をした（特願 2003-369786 号）が，拒絶査定を受けたので，特許庁に対して不服審判請求をするとともに（不服 2010-16557 号），特許請求の範囲の記載の一部を改める旨の補正をした（本件補正）。特許庁は，平成 23 年 7 月 19 日，本件補正後の発明（補正発明）は進歩性を欠くとの理由で，本件補正を却下する決定とともに，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をしたので，原告がこの審決の取消しを求めたのが本件訴訟である。

## 2 裁判所の判断

裁判所は，審決がした引用文献 1 記載発明（米国特許第 6131910 号公報，甲 1）の認定のうち「前記突出部 B が，前記突出部 A と共に前記 1 つのロータホイールと前記 1 つのノズル列との間にあるホイールスペース内に流入する，前記流路からの漏洩流を減少させるためのシールを形成している」との点は誤りであるとし，また，主として次のとおり判示して，審決がした容易想到性判断には誤りがあるとし，審決を取り消した。

補正発明のフレア状構造自体の漏洩流減少効果が，シール突出部及びラビリンス歯によるシール構造による漏洩流減少効果よりも相当程度小さいことが予想されるところでも，フレア状構造の技術的意義は漏洩流減少効果に尽きるものではないし，また上記シール構造と相まってその機能を果たすものであるから，フレア状構造の技術的意義を無視することはできない。

流路内の主流の流れの乱れを小さくし，漏洩流を小さくし，かつ主流の流線型流れを促進するという補正発明の動翼プラットフォーム前縁（70）のフレア状構造を採用する動機付けが引用文献 1 に記載ないし示唆されているとはいいい難い。引用文献 2，3（実願平 2-17344 号（実開平 3-108801 号）のマイクロフィルム，特開平 10-259703 号公報）の周知技術ないし技術的事項は補正発明のフレア状構造とは技術的意義が大きく異なる。本件優先日当時の当業者の技術常識（意図的な漏洩流の発生による境界層の除去）にかんがみれば，仮に引用文献 1 記載発明に上記周知技術ないし技術的事項を適用したとしても，当業者において補正発明との相違点 3 に係る構成に容易に想到することはできない。